

岐阜県公報

号 外 (四) 平 成 三 十 一 年 四 月 一 日

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第四号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁部長の欄中「秘書政策審議監」を削り、同項本庁次長の欄中「次長」を「秘書政策審議監」に、「ねんりんピック推進事務局長」を「岐阜地域総括監」に改め、「消防学校長」を削り、「恵那農林事務所長」を「東濃農林

事務所長」に改め、同項本庁課長の欄中「女性の活躍支援センター長」を「男女共同参画・女性の活躍支援センター長」に、「職員健康管理監」を「職員健康管理監」に、

「認定審査監」を「認定審査監」に、「競技力向上対策監」を「冬期国体推進
多文化共生推進監」に、「アスリート支援企画監」を「アスリート支
競技力向上対

目 次

人事委員会規則

○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	一
○ 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三
○ 岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	六
○ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同)	六
○ 委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同)	七
○ 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同)	七
○ 岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	八
○ 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	(同)	九
○ 岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	九
○ 岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	九

監 援企画監 に、「レクリエーション・健康づくり推進監」を「レクリエーション・健康策監」に、学校連携企画監

づくり推進監 「危機管理企画監」に、地域防災支援監 「防災情報管理監」を

「危機管理企画監」に、地域防災支援監 「防災情報管理監」を

「防災情報管理監」 「地域防災支援監」 「防災対策監」

防災航空センター長 「防災航空センター長」を「救急支援監」に、「女性の活

航空安全管理監 航空安全管理監 航空安全管理監

航空管理監 航空管理監

躍支援センター副センター長を「男女共同参画・女性の活躍支援センター副センター

長」に、「インバウンド推進監」 「施設整備企画監」に、「家畜防疫対策監」を「家

畜防疫企画監」に、「建築構造審査監」を「建築構造審査監」に改め、「県民生活相談セ

ンター副所長」を削り、「国際たぐみアカデミー生産技術科長」を「工業技術研究所副

所長」に、「病虫害防除所長」を「病虫害防除所長」に改め、「可茂土木事務

所」の下に、「多治見土木事務所」を加え、同項課長補佐の欄中「病虫害防除所飛驒支

所長」を「病虫害防除所飛驒支所長」に改め、同表教育委員

所長」を 土木事務所道路調整監（美濃土木事務所、郡上土木事務所、恵那土木事務

所、下呂土木事務所及び古川土木事務所の道路調整監に限る。）に改め、同表教育委員

会の項本庁課長の欄中「文化財保護センター所長」を削り、同項課長補佐の欄中「文化

財保護センター課長」を削り、同表人事委員会の項本庁部長の欄中「局長」を削り、同

項本庁次長の欄を次のように改める。

局長

別表研究職の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

研究職

知 事	権 限	職 員	研究職	
			次 長	主任 専門 研究 員
警 察 本 部 長	工業技術研 究所長	試験研究機 関の長	主任 専門 研究 員	主任 専門 研究 員
管 理 監	飛驒牛銘柄 推進監	主任部長研 究員	主任 専門 研究 員	主任 専門 研究 員
研 究 官	食品安全検 査センター	主任部長研 究員	主任 専門 研究 員	主任 専門 研究 員
主 任 研 究 員	主任部長研 究員	主任部長研 究員	主任 専門 研究 員	主任 専門 研究 員
研 究 員	主任部長研 究員	主任部長研 究員	主任 専門 研究 員	主任 専門 研究 員

別表医療職(一)の表知事の項次長の欄中「恵那保健所長」を「岐阜保健所長」に改め、

「希望が丘こども医療福祉センター児童精神科部長」を削る。

別表医療職(二)の表知事の項部長の欄中 「中央家畜保健衛生所保健衛生課長」を「家畜

中濃家畜保健衛生所保健衛生課長 東濃家畜保健衛生所保健衛生課長

保健衛生所保健衛生課長」に改め、同項副部長の欄中「食肉衛生検査所課長」を「食肉衛生検査所課長 動物 愛護センター課長」に改める。

別表医療職(三)の表知事の項看護部長の欄中「希望が丘こども医療福祉センター看護指導」及び「知的障害者更生相談所課長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第五号

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条の二の十一の四」を「第二十九条の二の十三」に、「第二十九条の二の十二」を「第二十九条の二の十四」に改める。

第二十六条の三中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもののうち、第五十二条の三第三項に規定する加算割合が百分の二十であるもの

第三十七条第三項の表第七号イの業務の項中「三千六百元」を「二千七百元」に改める。

第三十八条の二第四項中「当該額にその百分の百に相当する額を加算した額」を「千

百元」に改める。

第三十八条の十第二項中「第二十条第十二項第二号」を「第二十条第十二項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第二十条第十二項第一号」を「第二十条第十二項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第二十条第十二項第一号の人事委員会が定めるものは、環境生活部環境企画課、環境生活部岐阜地域環境室、健康福祉部保健医療課、健康福祉部生活衛生課、健康福祉部業務水道課、農政部農政課、農政部畜産振興課、農政部家畜防疫対策課、県事務所、保健所、岐阜県行政組織規則第五十四条に規定する試験研究機関、食肉衛生検査所、動物愛護センター、農林事務所、農業大学校及び家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員とし、同号の人事委員会が定める額は、従事した日一日につき千円とする。

第五十七条の五第一号イ中「百分の百九十」を「百分の百八十五」に、「百分の二百三十」を「百分の二百二十五」に改め、同号ロ中「百分の二百」を「百分の百九十五」に改め、同条第二号中「百分の九十五」を「百分の九十」に、「百分の百十五」を「百分の百十」に改める。

第六十九条第一項中「条例第三十七条第二項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務すること」を「職員に時間外勤務（条例第三十七条第二項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）に改め、同条第二項中「条例第三十七条第二項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において」を削り、「勤務すること」を「時間外勤務」に改める。

第六十九条の二を次のように改める。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第六十九条の二 任命権者は、職員（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一に掲げる事業に従事する職員（管理職員を除く。）を除く。以下この条において同じ。）に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

一 次号に規定する所属以外の所属に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（イにあつては、時間）

イ ロに掲げる職員以外の職員 次の(1)及び(2)に掲げる時間

- (1) 一箇月において時間外勤務を命ずる時間について四十五時間
- (2) 一年において時間外勤務を命ずる時間について三百六十時間
- ロ 一年において勤務する所属が次号に規定する所属からこの号に規定する所属となつた職員 次の(1)及び(2)に掲げる時間及び月数
- (1) 一年において時間外勤務を命ずる時間について七百二十時間
- (2) イ及び次号(ロを除く。)に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、人事委員会が別に定める期間において人事委員会が別に定める時間及び月数
- 二 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重の高い所属として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のイからニまでに掲げる時間及び月数
- イ 一箇月において時間外勤務を命ずる時間について百時間未満
- ロ 一年において時間外勤務を命ずる時間について七百二十時間
- ハ 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の一箇月当たりの平均時間について八十時間
- ニ 一年のうち一箇月において四十五時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について六箇月
- 2 任命権者が特例業務(大規模な災害への対応、重要な政策の立案その他の重要な業務であつて、特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。)に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。人事委員会が別に定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として人事委員会が別に定める場合も同様とする。
- 3 任命権者は、前項の規定により、第一項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない

い。

4 前三項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第七十二条第一項ただし書中「(昭和二十二年法律第四十九号)」を削る。

付則第十五項中第三号を第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもののうち、第五十二条の三第三項に規定する加算割合が百分の二十であるもの

別表第一の三知事の部本庁の項中、「秘書政策審議監」を削り、「局長、次長」を「局長、秘書政策審議監、次長」に、「ねんりんピック推進事務局長、岐阜地域総括監」を「岐阜地域総括監、ねんりんピック推進事務局長」に、「女性の活躍支援センター長」を「男女共同参画・女性の活躍支援センター長」に改め、「職員健康管理監」の下に、「財産活用企画監、県庁舎開設調整監」を、「認定審査監」の下に、「多文化共生推進監」を加え、「競技力向上対策監」を「冬季国体推進監」に改め、「アスリート支援企画監」の下に、「競技力向上対策監」を、「レクリエーション・健康づくり推進監」の下に、「学校連携企画監」を、「危機管理企画監」の下に、「地域防災支援監、防災対策監」を、「防災情報管理監」の下に、「防災航空センター長、航空安全管理監、航空管理監」を加え、「地域防災支援監、防災対策監、防災航空センター長、航空安全管理監、航空管理監」を「救急支援監」に、「女性の活躍支援センター副センター長」を「男女共同参画・女性の活躍支援センター副センター長」に改め、「東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進対策監」の下に、「施設整備企画監」を加え、「多文化共生推進監」を削り、「家畜防疫対策監」を「家畜防疫企画監」に改め、「建築構造審査監」の下に、「入札執行管理監」を加え、同部県民生活相談センターの項中

所長		四種
副所長		六種
所長		四種
副所長		六種

改め、同項の次に次のように加える。

文化財保護センター	所長	二種
-----------	----	----

別表第一の三知事の部岐阜県行政組織規則第五十四条に規定する試験研究機関の項中

当該機関の長（保健環境研究所及び工業技術研究所の所長に限る。）	二種
当該機関の長（保健環境研究所及び工業技術研究所の所長を除く）、副所長、飛騨牛銘柄推進監、主任部長研究員	四種

を

当該機関の長、副所長、主任部長研究員	四種（工業技術研究所の所長、副所長及び森林研究所の所長にあつては、二種）
--------------------	--------------------------------------

に

改め、「課長」の下に「飛騨牛銘柄推進監」を加え、同部希望が丘こども医療福祉センターの項中「児童精神科部長」を削り、「小児科部長」の下に「児童精神科部長」を加え、「課長（総務課長に限る）」を削り、	六種
課長（総務課長を除く）、室長	六種
看護指導監	七種

を

課長、室長	六種
-------	----

に

改め、同部家畜保健衛生所の項中「所長」の下に「副所長」を加え、「中央家畜保健衛生所長」を「中央家畜保健衛生所の所長及び副所長」に、「中央家畜保健衛生所の」を「中央家畜保健衛生所及び飛騨家畜保健衛生所の」に改め、同部土木事務所の項中「多治見土木事務所」を「下呂土木事務所」に改め、「可茂土木事務所」の下に「多

治見土木事務所」を加え、同部建築事務所の項中「四種」の下に「（岐阜・西濃建築事務所の所長にあつては、二種）」を加え、同表教育委員会の部事務局の項中「参与」を削り、「教育次長」を「参与、教育次長」に改め、同部文化財保護センターの項を削り、同表警察本部長の部警察本部の項中「上席監察官」の下に「警察航空隊長」を加える。

別表第七の表研究職給料表の項中

試験研究機関の長の職にある職員	百分の十五
次長の職にある職員	百分の二十
試験研究機関の長の職にある職員	百分の十五

に

改める。

別記第五号様式中「前年（年月日）」に「本年」を

「本年（年月日～年月日）」に「残日数・時間」を「残日数・時間・分」に

「残日数・時間」や「残日数・時間・分」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第三十八条の二の規定は平成三十年九月九日から、改正後の第三十八条の十の規定は平成三十年十二月一日から適用する。（経過措置）

2 平成三十一年八月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の第六十九条の二第二項第二号（ハに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ハ中「五箇月の期間」とあるのは、「五箇月の期間（平成三十一年四月以後の期間に限る。）」とする。

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第六号

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則（昭和三十八年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表口の表第二号区分の項第十号中「（人事委員会の認めるものに限る。）」を「のうち、平成三十一年四月以後の給与条例第二十三条第一項の規定による期末手当の計算の基礎とされる同条第五項に規定する人事委員会規則で定める割合が百分の二十であつたもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「秘書政策審議監、部内局長」を「部内局長、秘書政策審議監」

に、「ねんりんピック推進事務局長、岐阜地域総括監」を「岐阜地域総括監、ねんりんピック推進事務局長」に、「女性の活躍支援センター長」を「男女共同参画・女性の活躍支援センター長」に改め、「職員健康管理監」の下に「財産活用企画監、県庁舎開設調整監」を、「認定審査監」の下に「多文化共生推進監」を加え、「競技力向上対策監、アスリート支援企画監」を「冬季国体推進監、アスリート支援企画監、競技力向上対策監」に改め、「レクリエーション・健康づくり推進監」の下に「学校連携企画監」を、「危機管理企画監」の下に「地域防災支援監、防災対策監」を、「防災情報管理監」の下に「防災航空センター長、航空安全管理監、航空管理監」を加え、「地域防災支援監、防災対策監、防災航空センター長、航空安全管理監、航空管理監」を「救急支援監」に、「女性の活躍支援センター副センター長」を「男女共同参画・女性の活躍支援センター副センター長」に、「インバウンド推進監、多文化共生推進監」を「施設整備企画監、インバウンド推進監」に、「家畜防疫対策監」を「家畜防疫企画監」に改め、「建築構造審査監」の下に「入札執行管理監」を加え、同表岐阜地域福祉事務所の項中「福祉課長」を「課長」に改め、同表家畜保健衛生所の項中「所長」の下に「、副所長」を加え、「（飛騨家畜保健衛生所の保健衛生課長を除く。）」を削り、同表土木事務所の項中「可茂土木事務所」の下に「、多治見土木事務所」を、「高山土木事務所」の下に「の道路調整監」を加え、同表試験研究機関の項中「所長」の下に「、副所長」を加え、同表県民生活相談センターの項中「副所長」を削り、同項の次に次のように加える。

文化財保護センター

所長

別表第二希望が丘こども医療福祉センターの項中「、看護指導監」を削る。

別表第三事務局の部本庁の項中「政策企画係長」を「並びに政策企画係長」に改め、「小中学校係」を「管理調整係長、小中学校係」に、「管理免許係長」を「免許係長」に改め、同表文化財保護センターの項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第八号

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表瑞穂市・神戸町水道組合の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第九号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表知事の部本庁の項六級の欄中「女性の活躍支援センター長」を「男女共同参画・女性の活躍支援センター長」に、「職員健康管理監」を「職員健康管理監、

財産活用企画監、県庁舎開設調整監」に、「認定審査監」や「認定審査監、多文化共生推進監」に、「競技力向上対策監、アスリート支援企画監、レクリエーション・健康づくり推進監」や「冬季団体推進監、アスリート支援企画監、競技力向上対策監、レクリエーション・健康づくり推進監、学校連携企画監」に、「防災情報管理監、岐阜地域防災対策監、地域防災対策監、地域防災支援監、防災対策監、防災航空センター長、航空安全管理監、航空管理監、地域防災支援監、防災対策監、防災情報管理監、防災航空センター長、航空安全管理監、航空管理監、岐阜地域防災対策監、地域防災対策監、救急支援監」に、「女性の活躍支援センター副センター長」や「男女共同参画・女性の活躍支援センター副センター長」に、「インバウンド推進監、多文化共生推進監」や「施設整備企画監、インバウンド推進監」に、「家畜防疫対策監」や「家畜防疫企画監」に、「建築構造審査監」や「建築構造審査監、入札執行管理監」に、同項八級の欄中「副局長」や「秘書政策審議監、副局長」に「ねんりんピック推進事務局長、岐阜地域総括監」や「岐阜地域総括監、ねんりんピック推進事務局長」に、同項九級の欄中、「、秘書政策審議監」を削り、同部消防学校の項六級の欄を次のように改める。

校長の職務

別表第一イの表知事の部消防学校の項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う校長の職務

別表第一イの表知事の部消防学校の項八級の欄中「校長の職務」を削り、同部県民生活相談センターの項六級の欄中「又は副所長」を削り、同項の次に次のように加える。

文化財保護センター	課長の職務	所長の職務	困難な業務を行う所長の職務		

別表第一イの表知事の部工業技術研究所の項六級の欄中「課長」を「副所長又は課

長」に改め、同項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う副所長の職務

別表第一イの表知事の部農林事務所の項六級の欄中「恵那農林事務所」を「東濃農林事務所」に改め、同項八級の欄中「恵那農林事務所」を「東濃農林事務所」に改め、同部家畜保健衛生所の項六級の欄中「総務課長」を「副所長又は総務課長」に改め、同項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う副所長の職務

別表第一イの表知事の部土木事務所の項五級の欄中「可茂土木事務所」を「可茂土木事務所、多治見土木事務所」に改め、同項六級の欄中「可茂土木事務所」を「可茂土木事務所、多治見土木事務所」に改め、同部流域浄水事務所の項七級の欄中「所長」を「所長又は副所長」に改め、同表教育委員会の部文化財保護センターの項を削り、同表人事委員会の部事務局の項八級の欄を次のように改める。

事務局長の職務

別表第一イの表人事委員会の部事務局の項九級の欄中「事務局長の職務」を削る。
別表第一トの表知事の部希望が丘こども医療福祉センターの項三級の欄中「又は小児科部長」を「、小児科部長又は児童精神科部長」に改め、同項四級の欄中「児童精神科部長」を「困難な業務を行う整形外科部長、小児科部長又は児童精神科部長」に改める。
別表第二チの表知事の部家畜保健衛生所の項五級の欄中「課長（飛騨家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る。）の職務」を削り、同項六級の欄中「（飛騨家畜保健衛生所の保健衛生課長を除く。）」を削る。
別表第二リの表知事の部希望が丘こども医療福祉センターの項六級の欄中「又は看護指導員」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十号

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成十四年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表」を「別表第一」に改める。

第四条を次のように改める。

（退職派遣をすることができる特定法人）

第四条 条例第六条第一項各号のいずれかに該当する株式会社として人事委員会規則で定めるものは、別表第二に掲げるとおりとする。

別表条例第二条第一項第二号に該当する公益的法人等の項中「岐阜県国民健康保険団体連合会」、「社会福祉法人岐阜県福祉事業団」、「岐阜県土地改良事業団体連合会」及び「ぎふ農業協同組合」を削り、同表条例第二条第一項第四号に該当する公益的法人等の項を削り、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第四条関係）

区 分	団 体 の 名 称
条例第六条第一項第二号に該当する特定法人	中部国際空港株式会社

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十一号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則（平成十八年岐阜県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則中第二十九項を第三十項とし、第二十五項から第二十八項までを一項ずつ繰り下げ、第二十四項の次に次の一項を加える。

（平成三十二年一月一日における一般職員の昇給の号給数等）

25 第六項から第十一項まで及び第十九項の規定は、平成三十二年一月一日における一般職員の昇給について準用する。この場合において、第六項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成三十二年一月一日」と、同項第一号中「切替日前」とあるのは「平成三十一年一月一日（以下「基準日」という。）前」と、「切替日後」とあるのは「基準日後」と、「数から一を減じて得た数に相当する号給数」とあるのは「号給数」と、同項第二号中「平成十八年十二月三十一日」とあるのは「平成三十一年十二月三十一日」と、第八項第一号中「職員（次号及び第三号において「昇給号給数抑制職員」という。）にあつては、三号給以上」とあるのは「職員にあつては、一号給以上」と、同項第二号中「四号給（昇給号給数抑制職員にあつては、二号給）」とあるのは「四号給」と、同項第三号中「三号給以下（昇給号給数抑制職員にあつては、一

号給以下）」とあるのは「三号給以下」と、第九項中「切替日から平成十八年十二月三十一日」とあるのは「基準日から平成三十一年十二月三十一日」と、第十項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成三十二年一月一日」と、第十九項中「前項」とあるのは「第二十五項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十二号

岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則（平成十九年岐阜県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第六十八条の二第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県人事委員会規則第十三号

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則（平成二十四年岐阜県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成三十一年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社